

児童館ガイドラインの改正について

I. 児童館の概要

II. 児童館ガイドラインの概要

III. 改正に向けての論点

I. 児童館の概要

1. 事業の目的、内容

- 児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設
- 遊びを通じての集団的・個別的指導、健康の増進、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成・助長、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等

2. 設置状況

4, 301か所（公営:2, 323か所、民営:1, 978か所） <社会福祉施設等調査(令和4年10月1日現在)>

3. 設置及び運営主体

都道府県、市町村(特別区含)、社会福祉法人等

4. 設備、職員

- 設備:集会室、遊戯室、図書室及び便所の設置
- 職員:児童の遊びを指導する者(児童厚生員)の配置

5. 財政支援

- 施設整備費(令和6年度予算案):次世代育成支援対策施設整備交付金(67億円の内数)
【補助率】定額(原則1/3相当)
※地域における「こどもの居場所」として機能強化を図る児童館の施設整備については、補助率を1/3→1/2に嵩上げ。
- 運営費:平成24年度から地方交付税措置

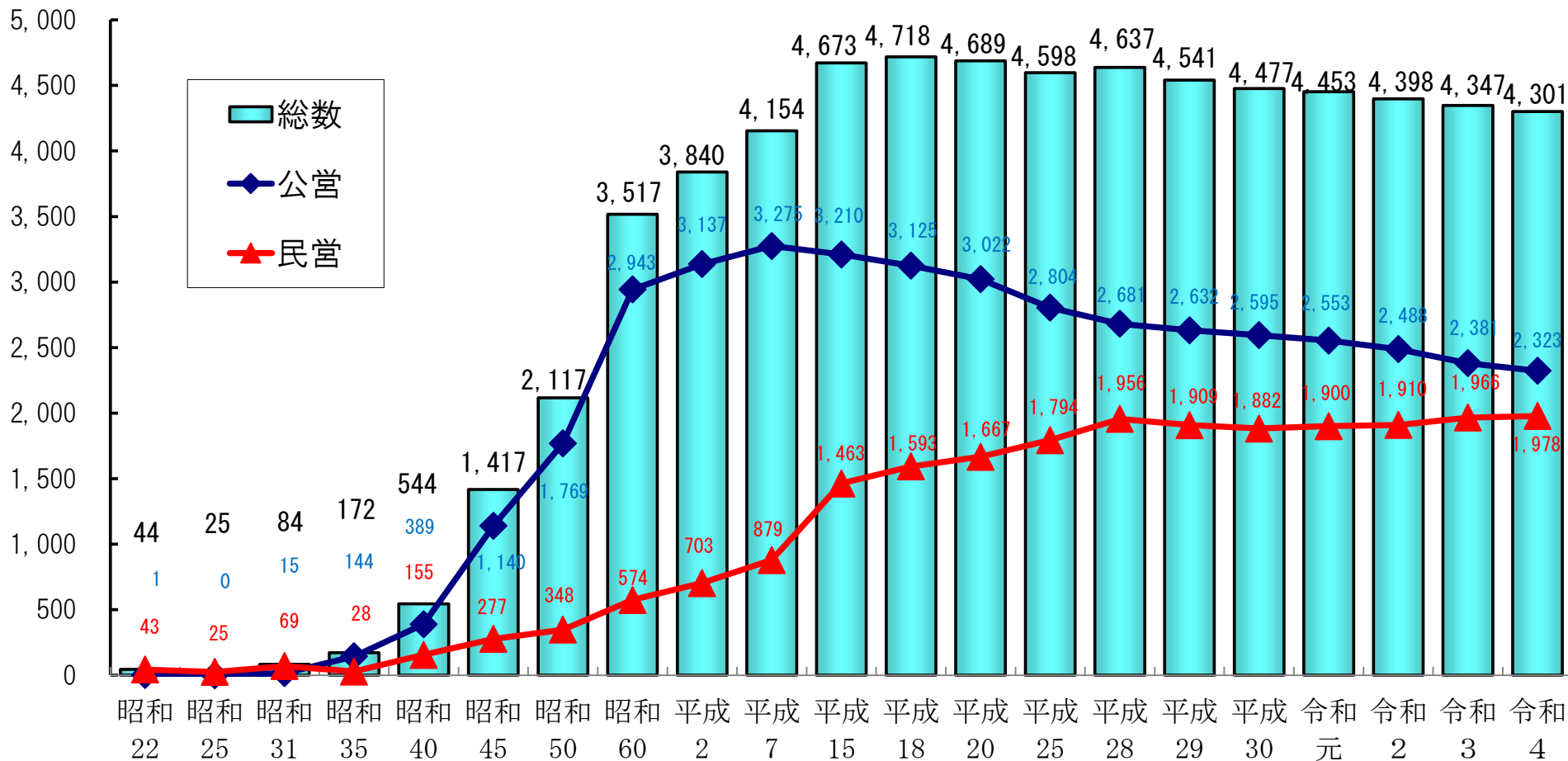
6. 運営について

- 児童館ガイドライン:児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すもの（平成30年10月子ども家庭局長通知）
- 児童館実践事例集:好事例を事例集としてとりまとめたもの(令和2年3月)

児童館数（公営・民営別）の推移

- 児童館は、昭和40年代から50年代にかけて、高度経済成長がもたらした子どもの事故の多発やいわゆる「かぎっ子」の増加等により急激に増加した。
- その後上昇カーブは緩やかになり、平成18年をピークに、ここ数年は減少傾向にある。
- 公営・民営別では、公営が平成7年をピークに減少に転じているものの、民営は最近でも徐々に増えている傾向にある。

（注）児童館には、小型児童館、児童センター、大型児童館及びその他児童館を含む。



※ 社会福祉施設等調査より(各年10月1日現在の数値)

児童館の種別及び職員配置基準等について

	小型児童館	児童センター		大型児童館	
			大型児童センター	A 型	B 型
機能特徴	児童に遊びを与え、健康を増進し情操を豊かにする。地域組織活動を促進する。	左記＋体力増進指導機能or年長児童育成機能	左記＋特に年長児童の活動に配慮	児童センターの機能＋県内児童館の指導及び連絡調整等の中枢機能	小型児童館の機能＋自然の中で宿泊や野外活動が行える機能
対象児童	0～18歳未満のすべての児童 ※ 小地域の児童が対象（特に低学年や留守家庭児童）	0～18歳未満のすべての児童 ※ 運動に欠ける幼児・低学年を優先	0～18歳未満のすべての児童 ※ 特に年長児童を優先	0～18歳未満のすべての児童 ※ 広域の児童が対象	0～18歳未満のすべての児童 ※ 広域の児童が対象、引率者にも配慮
設置	市区町村、 社団・財団法人、 社会福祉法人等	市区町村、 社団・財団法人、 社会福祉法人等	市区町村、 社団・財団法人、 社会福祉法人等	都道府県	
運営				都道府県 ※ 社団・財団法人、社会福祉法人、株式会社等に委託できる	都道府県、市区町村、 社団・財団法人、社会福祉法人等
職員配置基準	2人以上の児童厚生員を置くほか、必要に応じ、その他の職員を配置	左記※ ※ その他の職員を配置する場合は、体力指導に関し知識技能を有する者、年長児童指導に関し専門的知識を有する者等を置くことが望ましい		小型児童館、児童センターの職員のほか、必要に応じ、その他の職員を配置	
設備	建物には、集会室、遊戯室、図書室及び事務執行に必要な設備のほか、必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室及び児童クラブ室等を設けること。	左記※ ※ 器材等については、児童の体力増進に資するために必要な運動遊び用の器材、体力等の測定器材等を整備すること。 ※ 年長児童の諸活動に資するために必要な備品等を整備	左記のほか、必要に応じ、スタジオ、アトリエ、トレーニング室、小ホール、映画等ライブラリー、喫茶室等年長児童を育成するための設備及び社会参加活動の拠点として活用するための設備等を設けること。	児童センターの設備のほか、必要に応じ、研修室、展示室、多目的ホール、ギャラリー等を設けるほか、移動型児童館用車両を備えること。	小型児童館の設備等※ ※ 宿泊室、食堂・厨房、脱衣・浴室等を設けること。 ※ キャンプ等の野外活動ができる設備を設けること。 ※ 必要に応じて、移動型児童館用車両を備えること。
面積	217.6㎡以上	336.6㎡以上	500㎡以上	2,000㎡以上	1,500㎡以上

Ⅱ. 児童館ガイドラインの概要

児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すものとして、平成23年3月に児童館ガイドラインを発出した。（平成23年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

以後、改正・施行された法令等

- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年)
- ・いじめ防止対策推進法(平成25年)
- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年)
- ・放課後児童クラブ運営指針(平成27年)
- ・子ども・子育て支援法(平成27年)
- ・児童福祉法(平成28年)

今日的なこどもの福祉的な課題へ対応する児童館活動の現状

※社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」(平成27年5月設置)及び同委員会「今後の地域の児童館等のあり方検討ワーキンググループ」(平成29年2月設置)で検討し、改正案を作成

第一次改正:平成30年10月1日 厚生労働省子ども家庭局長通知

【改正のポイント】

- 児童福祉法改正及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもの意見の尊重、最善の利益の優先等について示した。
- 児童福祉施設としての役割に基づいて、児童館の施設特性を新たに示し、①拠点性、②多機能性、③地域性の3点に整理した。
- こどもの理解を深めるため、発達段階に応じた留意点を示した。
- 児童館の職員に対し、配慮を必要とするこどもへの対応として、いじめや保護者の不適切な養育が疑われる場合等への適切な対応を求めた。
- 子育て支援の実施について、乳幼児支援や中・高校生世代と乳幼児の触れ合い体験の取組の実施等内容を追加した。
- 大型児童館の機能・役割について新たに示した。

児童館ガイドラインの概要 ①

第1章 総則【新設】

- 1 理念 児童館は、児童の権利に関する条約の精神及び児童福祉法の理念にのっとり、年齢及び発達の程度に応じて、子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努めなければならない。
- 2 目的 児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする施設である。
- 3 施設特性
 - 児童館は、子どもが、その置かれている環境や状況にかかわらず、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である。
 - 子どもにとって、遊びは生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもの発達を増進する重要な要素が含まれている。
 - 児童館の特性には、①拠点性、②多機能性、③地域性がある。
- 4 社会的責任 子どもの権利擁護／活動内容についての説明責任／プライバシーの保護や秘密保持／苦情対応 等

第2章 子ども理解【新設】

- 児童館では、その対象となる乳幼児期、児童期、思春期の子どもの発達の特徴や過程を理解し、発達の個人差を踏まえて、一人ひとりの心身の状態を把握しながら子どもの育成に努めることが求められる。

第3章 児童館の機能・役割

- 1 遊び及び生活を通じた子どもの発達の増進 遊び及び生活の場での継続的な関わりを通して適切な支援をし、発達の増進に努めること。
- 2 子どもの安定した日常の生活の支援 子どもの遊びの拠点と居場所となることを通して、子どもの安定した日常の生活を支援すること。
- 3 子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応
子どもと子育て家庭の課題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。
- 4 子育て家庭への支援 子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。
- 5 子どもの育ちに関する組織や人のネットワークの推進 地域組織活動の育成を支援し、地域の子どもの健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

第4章 児童館の活動内容

- 1 遊びによる子どもの育成
子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにするよう援助すること。子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりすることを大切にすること。
- 2 子どもの居場所の提供
子どもが安全に安心して過ごせる居場所となるため、自己効力感や自己肯定感が醸成できるような環境づくりに努めるとともに、子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助を行うこと。中・高校生世代も利用できる施設であることから、実際に利用可能な環境づくりに努めること。
- 3 子どもが意見を述べる場の提供
子どもの意見が尊重されるように努めること。児童館の活動や地域の行事に子どもが参加して自由に意見を述べるができるようにすること。子どもの話し合いの場を計画的に設け、自分たちで活動を作り上げることができるように援助すること。

第4章 児童館の活動内容 (続き)

- 4 配慮を必要とする子どもへの対応
障害の有無にかかわらず子ども同士がお互いに協力できるよう活動内容や環境について配慮すること。家庭や友人関係等に悩みや課題を抱える子どもへの対応、不適切な養育等や虐待が疑われる場合、子どもに福祉的な課題があると判断した場合には、関係機関等との連携により、適切な支援を行うこと。障害のある子どもの利用に当たっては、合理的配慮に努めること。
- 5 子育て支援の実施
子どもと保護者が自由に交流できる場を提供し交流を促進すること。乳幼児を対象とした活動の実施や、乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組を推進すること。地域の子育て支援の包括的な相談窓口としての役割を果たすこと。
- 6 地域の健全育成の環境づくり
児童館活動に関する理解や協力が得られるよう努めること。地域全体で健全育成を進める環境づくりに努めること。児童館がない地域に出向いたりして、遊びや児童館で行う文化的活動等の体験の機会を提供するように努めること。
- 7 ボランティア等の育成と活動支援
子どもが児童館や地域社会で自発的に活動できるように支援すること。中・高校生世代、大学生等を対象としたボランティアの育成や職場体験、施設実習の受け入れなどに努めること。
- 8 放課後児童クラブの実施と連携
児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」及び「放課後児童クラブ運営指針」に基づいて行うよう努めること。

第5章 児童館の職員

- 1 児童館活動及び運営に関する業務
児童館の目標や事業計画、活動計画の作成／遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓／活動や事業の結果の職員間での共有・振り返り／会議・打合せ／利用状況や活動内容、業務の実施状況や施設の管理状況等の記録／広報活動
- 2 館長の職務
利用者の把握と運営統括／児童厚生員の業務の円滑化／地域の社会資源等との連携／苦情や要望への対応／子育てに関する相談対応や関係機関との連携／保護者への連絡
- 3 児童厚生員の職務
子どもの育ち・子育てに関する地域の実態把握／子どもの遊びの援助や子どもと子ども集団の主体的な成長への支援／特に援助が必要な子どもへの支援／子どもの遊びや生活の環境の整備／児童虐待防止のための保護者等への情報提供、早期発見／配慮が必要とされる子どもの個別記録の作成／子育てに関する相談対応
- 4 児童館の職場倫理
倫理規範の遵守(子どもの人権尊重・権利擁護、子どもの性差・個人差の配慮、国籍や信条等による差別的な取扱いの禁止、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止、個人情報・プライバシー保護、保護者や地域住民との信頼関係の構築)／身だしなみへの留意／倫理規範の明文化
- 5 児童館職員の研修
児童館の職員や運営主体が積極的に資質向上に努めること／運営主体や市町村・都道府県による研修の実施／研修の日常活動への反映

第6章 児童館の運営

- 1 設備 集会室、遊戯室、図書室等や事務執行に必要な設備のほか、必要に応じた設備や備品を設けること。乳幼児や障害のある子どもの利用に当たって、安全を確保するとともに利用しやすい環境に十分配慮すること。
- 2 運営主体 子どもの福祉や地域の実情を理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営できるよう努めること。運営内容について自己評価及び結果の公表に努め、利用者や地域住民等の意見を取り入れること。可能な限り第三者評価を受けること。
- 3 運営管理 地域の実情に合わせて開館日や開館時間を設定すること。利用する子どもについての把握・保護者との連絡を行うこと。運営協議会等を設置すること。運営管理の規定、責任者を定め、法令を遵守し職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組むこと。要望、苦情へ迅速かつ組織的な対応を図ること。職員体制と勤務環境を整備すること。

第7章 子どもの安全対策・衛生管理【新設】

- 1 安全管理・ケガの予防 子どもの事故やケガ防止のため、安全対策、安全学習、安全点検と補修、緊急時の対応等に留意し、計画や実施方法を整えておくこと。
- 2 アレルギー対策 アレルギー疾患のある子どもには保護者と協力して適切な配慮に努めること。誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努めること。
- 3 感染症対策等 感染症の発生予防に努めるとともに、感染症や食中毒等の発生時の対応方針をあらかじめ定めておくこと。
- 4 防災・防犯対策 防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、安全点検・安全確保に関する情報共有等に努めること。定期的な避難訓練等の実施や災害発生時に必要な物品等を備えること。来館時、帰宅時の安全対策について保護者・地域と連携し、見守り活動等の実施に取り組むこと。
- 5 衛生管理 子どもの感染症予防や健康維持のために施設・設備の衛生管理を行うこと。採光・換気等保健衛生に十分配慮すること。

第8章 家庭・学校・地域との連携

- 1 家庭との連携 家庭と連絡をとり適切な支援を行うこと。特に援助が必要な子どもには、関係機関等と協力して継続的に援助を行うこと。
- 2 学校との連携 児童館の活動や学校の行事、子どもの様子等について、適切な情報交換を行うこと。子どもの安全管理上の問題等が発生した場合、適切な対応がとれるよう学校との連絡体制を整えておくこと。
- 3 地域及び関係機関等との連携 地域住民等に積極的に情報提供を行い、信頼関係を築くこと。子どもの安全の確保、福祉的な課題の支援のため、日頃より地域の子どもの安全と福祉的な課題に対応する社会資源との連携を深めておくこと。

第9章 大型児童館の機能・役割【新設】

- 1 基本機能 大型児童館は、固有の施設特性を有し、子どもの健全育成の象徴的な拠点施設である。他の機能を有する施設との併設等の場合にも、児童福祉施設である児童館の機能が十分に発揮されることが求められる。
- 2 県内児童館の連絡調整・支援 県内児童館の情報の把握や相互利用、運営等の指導、館長や児童厚生員等の研修、児童館活動の啓発、地域組織活動等の連絡調整等、大型児童館相互の連携や積極的な情報交換を行うこと。
- 3 広域的・専門的健全育成活動の展開 県内児童館等で活用できる各種遊びのプログラムを開発、普及を図ること。児童館のない地域等に出向き、遊びの提供等に努めること。優良な児童福祉文化財の保有や活用、児童福祉文化を高める舞台の鑑賞体験を行うこと。

Ⅲ. 改正に向けての論点

1. 「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえた改正

「こどもの居場所づくりに関する指針」(令和5年12月22日閣議決定)の内容を反映する。

2. 「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」を踏まえた改正

「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」(令和5年7月26日)において、児童・生徒間の性暴力への対応について盛り込むことを検討することとしている。

3. 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の改正を踏まえた改正

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」(令和4年厚生労働省令第 159 号)の内容を反映する。

4. 厚生労働省社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会報告書を踏まえた改正

同専門委員会報告書(令和5年3月28日)において指摘されている内容について反映する。

5. 近年の児童館を取り巻く動向を踏まえた改正

6. 「子ども」の表記を「こども」に統一する

※以下資料において、現行のガイドラインについては「子ども」で表記している。

1. 「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえた改正

改正のポイント

「こどもの居場所づくりに関する指針」 第3章2. 各視点に共通する事項

(2) こどもの権利の擁護

こども基本法や児童の権利に関する条約の内容などを踏まえ、居場所づくりに関わるおとなが広く、こどもの権利について理解し、守っていくとともに、こども自身が、権利を侵害されたときの対応方法を含め、こどもの権利について学ぶ機会を設けることも重要である。

●こどもの権利、人権の尊重については、複数箇所に記載されている。

●こども自身が権利侵害された際の対応、権利について学ぶ機会については記載がないため、追記してはどうか。

現行の指針と改正素案（青字部）

第1章 総則

1 理念

児童館は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に掲げられた精神及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の理念にのっとり、子どもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。ゆえに児童館はその運営理念を踏まえて、国及び地方公共団体や保護者をはじめとする地域の人々とともに、年齢や発達の程度に応じて、子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努めなければならない。

4 社会的責任

- (1) 児童館は、子どもの人権に十分に配慮し権利擁護に努めるとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重し、**こども自身がこどもの権利について学ぶ機会を設けるとともに、子どもに影響のある事柄に関して、子どもが意見を述べ参加することを保障する必要がある。**
- (2) **こどもの権利が侵害される事案が発生した場合の対応方法について定め、あらかじめこどもに周知しておく、また、事案発生時には適切に対応する必要がある。**
- (3) 児童館は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に児童館が行う活動内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- (4) 児童館は、子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。
- (5) 児童館は、子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

(続き)

第5章 児童館の職員

4 児童館の職場倫理

(2) 職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。

- ① 子どもの人権尊重と権利擁護、子どもの性差・個人差への配慮に関すること。

第6章 児童館の運営

3 運営管理

(4) 運営管理規程と法令遵守

- ① 事業の目的及び運営の方針、利用する子どもの把握、保護者との連絡、事故防止、非常災害対策、子どもや保護者の人権への配慮、子どもの権利擁護、守秘義務、個人情報の管理等の重要事項に関する運営管理規程を定めること。
- ② 運営管理の責任者を定め、法令を遵守し職場倫理を自覚して職務に当たるよう、以下の項目について組織的に取り組むこと。
 - ア 子どもや保護者の人権への配慮、一人ひとりの人格の尊重と子どもの権利擁護

(続き)

「こどもの居場所づくりに関する指針」 第3章3「ふやす」～多様なこどもの居場所がつくられる～

(5) 災害時におけるこどもの居場所づくり

災害時などの非常時こそ、こどもの声を聴き、こどもの権利を守ることが必要である。災害時においてこどもが居場所を持ち、遊びの機会等が確保されるよう配慮することは、こどもの心の回復の観点からも重要である。今後、避難所におけるこどもの遊び場や学習のためのスペースの設置など、まずは災害時におけるこどもの居場所づくりに関する実態把握を行うとともに、そうした実態を踏まえた施策の推進が求められる。

●災害時の対応について追記してはどうか。

第7章 子どもの安全対策・衛生管理

4 防災・防犯対策

(4) 災害への備え

災害発生時には、児童館が地域の避難所となることも考えられるため、必要な物品等を備えるように努めること。
また、被災した地域におけるこどもの居場所・遊び場の確保のため、必要に応じて協力・支援すること。

(続き)

「こどもの居場所づくりに関する指針」 第3章4「つなぐ」～こどもが居場所につながる～

(2) 利用しやすい居場所づくり

また、利用のきっかけは本人の意思だけではなく、保護者や友人、学校の教職員や地域住民、相談支援専門員や自立相談支援機関の支援員など信頼できる者からのすすめが利用しやすさにつながることもあり、こうしたつなぐ人や機関の役割が重要である。このため、こども・若者を取り巻く関係者が、地域のこどもの居場所について把握しておくことが必要である。

●児童館が居場所になると同時に、こどものニーズに応じた別の居場所につなぐことも追記してはどうか。

第4章 児童館の活動内容

4 配慮を必要とする子どもへの対応

(6) 子どもに福祉的な課題があると判断した場合には、地域のニーズを把握するための包括的な相談窓口としての機能を生かし、地域や学校その他相談機関等の必要な社会資源との連携により、適切な相談機関や居場所等につなぐ等の支援を行うこと。

「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえ、その他、改正すべき点があるか。

2. 「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」を踏まえた改正

「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」（令和5年7月26日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議
こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議）

(2) 学校等における支援の充実

② 学校における取組事例も踏まえ、児童館や放課後児童クラブの運営ガイドラインに、児童・生徒間の性暴力への対応について盛り込むことを検討する。（こども家庭庁）
を踏まえた改正を行う。

●児童・生徒間の性暴力への対応は記載がないため、新設してはどうか。

第7章 子どもの安全対策・衛生管理

6 性被害防止

性被害防止のため、こどもの発達段階に応じて、例えば「生命（いのち）の安全教育」等を活用した啓発を行うとともに、こども間での性暴力が発生した際に適切かつ迅速に対応できるよう体制を構築する。

「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」を踏まえ、その他、改正すべき点があるか。

3. 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の改正を踏まえた改正

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和4年厚生労働省令第159号）により、基準を改正している。

① 安全計画について（令和6年度から義務化）

第六条の三 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

●新規のため、追記してはどうか。（義務化のため、柱書で記載するに留めるか。）

第7章 子どもの安全対策・衛生管理

本章では、児童館における事故やケガの防止や対応、感染症や防災・防火・防犯等の安全対策について記述している。
なお、安全対策には危機管理として危険の予測・防止の取組、発生した場合の適切な対応等に取り組むべきことが含まれている。

児童館の運営主体は、本章の内容を理解し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定められた安全計画の策定等をはじめとする取組を行い、適正な運営に努めることが求められる。

(続き)

② 自動車運行について

第六条の四 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

●新規のため、追記してはどうか。

第7章 子どもの安全対策・衛生管理

1 安全管理・ケガの予防

(1) 事故やケガの防止と対応

子どもの事故やケガを防止するため、安全対策、安全学習、安全点検と補修、緊急時の対応等に留意し、その計画や実施方法等について整えておくこと。

また、児童館外での活動等において、自動車を運行する場合は、こどもの乗車・降車の際に、点呼等で確実に所在を確認する。

(続き)

③ 業務継続計画 (BCP : Business Continuity Planning) について

第九条の三 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

●新規（努力義務）のため、追記してはどうか。

第7章 子どもの安全対策・衛生管理

3 感染症対策等

(1) 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めること。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて、市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐこと。

(2) 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ児童館としての対応方針を定めておくこと。また、業務継続計画を定めておくことが望ましい。なお、子どもの感染防止のために臨時に休館しなければならないと判断する場合は、市町村と協議の上で実施し、学校等関係機関に連絡すること。

4 防災・防犯対策

(1) マニュアルの策定

災害や犯罪の発生時に適切な対応ができるよう、防災・防犯に関する業務継続計画等やマニュアルを策定し、施設・設備や地域環境の安全点検、職員並びに関係機関が保有する安全確保に関する情報の共有等に努めること。

4. 厚生労働省社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会報告書を踏まえた改正

同専門委員会とりまとめ「放課後児童クラブ・児童館等の課題と施策の方向性」（令和5年3月28日）の内容を反映する。

Ⅱ 児童館について

3. 今後の児童館のあり方

(1) こどもの居場所としての児童館機能・役割の強化

- 近年、学習のオンライン化や SNS 等を活用した相談、交流が一般的になるなど、こどもたちを取り巻く環境は刻一刻と変化しており、児童館の機能・役割を果たしていく上では、こども目線での見直しが必要である。とりわけ、中・高校生世代に向けた支援を行う上では、SNS 等を活用した相談支援、交流の場の提供や、児童館内におけるWi-Fi等のネットワーク環境の整備、開館時間の柔軟化（夜間の開館等）の検討を行うことも必要である。
- 合わせて、公的施設として、民間有志によるこども食堂や学習支援等のこどもの居場所に対して、施設設備を貸し出すことのほか、遊びのプログラムの提供やボランティア等の人材養成、物資仲介等の面で積極的に支援することや、地域のこどもの居場所づくりの拠点となることも期待される。

●オンライン等の活用、民間の居場所づくりへの支援について、活動内容に追記してはどうか。

第4章 児童館の活動内容

2 子どもの居場所の提供

- (1) 児童館は、子どもが安全に安心して過ごせる居場所になることが求められる。そのため、自己効力感や自己肯定感が醸成できるような環境づくりに努めるとともに、子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助を行うこと。
- (2) 児童館は、中・高校生世代も利用できる施設である。受入れに際しては、実際に利用可能な環境づくりに努めること。また、中・高校生世代は、話し相手や仲間を求め、自分の居場所として児童館を利用するなどの思春期の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性を育むように援助すること。
- (3) こどもをとりまく環境の変化を掴み、オンラインやSNS活用の等、こどもの目線に立った居場所づくりも検討すること。
- (4) 児童館を利用した経験のある若者を支援し、若者の居場所づくりに協力することにも配慮すること。
- (5) 地域住民等が行うこどもの居場所づくりに対し、施設の貸し出しやプログラムの提供等での支援を検討すること。

II 児童館について

3. 今後の児童館のあり方

(2) ソーシャルワークを含めた福祉的課題への対応強化

- 児童館職員に求められるソーシャルワーク展開の基盤として位置づけるべきは、児童館における「遊び」である。遊びがあることで、多様な子どもたちを惹きつけることができ、こどものなかにあるさまざまな「課題」に出会う機会を増やすことができる。それは、こどもが利害関係のない大人（児童館職員やボランティア等）との直接的・間接的な遊びのなかで、身体的・心理的・社会的課題を表現することができるからである。

●児童館の機能として、追記してはどうか。

第3章 児童館の機能・役割

3 子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応

子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。その際、児童館を利用する子どもや保護者の様子を観察することや、子どもや保護者と一緒になって活動していく中で、普段と違ったところを感じ取ることが大切である。これらを円滑に進めるための基盤は、児童館で展開される遊びである。遊びにより、多様な子どもたちや保護者を惹きつけ、その中にある課題等を表現しやすくする環境をつくることができると考えられる。

5. 近年の児童館を取り巻く動向を踏まえた改正

- 児童館における不適切な支援等の発生を踏まえ、追記等をしてはどうか。

第6章 児童館の運営

2 運営主体

- (2) 運営内容について、自己評価を行い、その結果を公表するよう努め、評価を行う際には、利用者や地域住民等の意見を取り入れるよう努めること。また、こどもだけで利用できる施設である特性を鑑みて、可能な限り第三者評価を受けることが望ましいに努めること。

3 運営管理

(4) 運営管理規程と法令遵守

- ① 事業の目的及び運営の方針、利用する子どもの把握、保護者との連絡、事故防止、非常災害対策、子どもや保護者の人権への配慮、子どもの権利擁護（事業所内で児童虐待等が行われた際の対応を含む）、守秘義務、個人情報の管理等の重要事項に関する運営管理規程を定めること。

●こども家庭庁交通安全業務計画を踏まえ、追記等をしてはどうか。

第7 こどもに対する交通安全教育の推進

こどもに対する交通安全教育については、第11次交通安全基本計画において、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標としているところであり、関係府省庁と連携し、以下の事項を推進する。

2 児童館及び児童遊園による交通安全教育

児童館及び児童遊園においては、遊びによる生活指導の一環として、交通安全に関する指導を推進する。

第7章 子どもの安全対策・衛生管理

1 安全管理・ケガの予防

(1) 事故やケガの防止と対応

子どもの事故やケガを防止するため、安全対策、安全学習、安全点検と補修、緊急時の対応等に留意し、その計画や実施方法等について整えておくこと。

また、交通安全について啓発し、事故を防止する。合わせて、児童館外での活動等において、自動車を運行する場合は、こどもの乗車・降車の際に、点呼等で確実に所在を確認する。

※下線部は、論点3 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正による改正素案

その他、改正すべき点があるか。